国民健康保険限度額適用認定証の交付を受けた人へ（非課税の人は標準負担額減額認定証も兼ねています）

○ 保険証にこの証を添え当月中に必ず医療機関や薬局等の窓口に提示してください。
○ 柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術は対象外です。
○７０歳以上で住民税が課税されている人は高齢受給者証を提示してください。（下記　枠の人）

自己負担限度額について

（認定証又は高齢受給者証を提示すると、支払いが下記の限度額までとなります。）

所得区分			区分	過去 12 ヶ月で 3 月目までの限度額	4 月目以降※2
７０歳未満の人	旧ただし書所得※1 901 万円超の世帯		ア	252,600 円+(総医療費−842,000 円)×1%	140,100 円
	旧ただし書所得※1 600 万円超～901 万円以下の世帯		イ	167,400 円+(総医療費−558,000 円)×1%	93,000 円
	旧ただし書所得※1 210 万円超～600 万円以下の世帯		ウ	80,100 円+(総医療費−267,000)×1%	44,400 円
	旧ただし書所得※1 210 万円以下の世帯		エ	57,600 円	44,400 円
	住民税非課税 （世帯主及び加入者全員が非課税の世帯）		オ	35,400 円	24,600 円
７０歳以上の人【高齢受給者】	現役並所得 （3 割負担者）			80,100 円+(総医療費−267,000 円)×1% （入院以外は 44,400 円）	44,400 円
	一般 （2 割・1 割負担者で住民税課税世帯）			44,400 円 （入院以外は 12,000 円）	左記と同額
	住民税非課税 （世帯主及び加入者全員が非課税の世帯）	低所得Ⅱ	Ⅱ	24,600 円 （入院以外は 8,000 円）	左記と同額
		低所得Ⅰ ※3	Ⅰ	15,000 円 （入院以外は 8,000 円）	左記と同額

※1：総収入から給与・年金所得控除額、必要経費等を控除した総所得金額等から基礎控除額（33 万円）を控除した金額。

※2：該当の診療月より過去 12 ヶ月以内に高額療養費に該当する月が 3 月以上あり、受診される医療機関が多数該当の限度額の適用が可能な場合

※3：世帯主及び加入者全員が非課税で、なおかつ総収入から給与所得控除額、必要経費等を控除（年金は 80 万円を控除）した総所得金額等が 0 円の世帯。

この認定証を使って支払う額（自己負担額）について

① 月の１日から末日まで（１か月ごと）の合計額です。

② 受診者が異なる場合や、複数の医療機関（同一機関でも外来と入院は別※医科・歯科も別）や薬局等にかかった場合は、原則別々に計算し、それぞれに自己負担限度額までを支払うこととなります。なお、自己負担額を同月内に複数支払った場合は、それら（７０歳未満の人は２万１千円以上のもの同士に限る）を合算し、その合算額が限度額を超えていると、診療月の約３・４か月後に高額療養費に関する通知を送付し、超えた額を支給します。

③入院時の食事代やその他の保険のきかないもの（差額ベッド代等）は含まれません。

入院時の食事に係る一部負担額について （１食あたり下記のとおりです）

課税世帯	ア、イ、ウ、エまたは課税世帯の高齢受給者	３６０円
住民税非課税世帯	オまたはⅡ　（過去１年間で９０日までの入院分）	２１０円
	オまたはⅡ　（過去１年間で９１日目以降の入院分）※下記参照	１６０円
	Ⅰ　（入院日数に関わらず）	１００円

※65歳以上のかたが療養病床に入院したときは、食費と居住費として、別に定められた額となります。

入院日数が９０日を超えた場合は・・・ （適用区分がオまたはⅡの人のみ）

入院日数（減額対象者としての入院日数に限る）が９０日を超えた場合【注１】、下記のものを持参して**再度申請**してください。

申請した日の翌月１日から有効となる長期該当減額認定証を交付し、９１日目からその月の末までの分は保険年金室より還付します。（なお、食事に係る一部負担額を支払った翌日から起算して２年を経つと時効となり還付できませんので、申請は早めに行ってください。）

＜持参していただくもの＞

①標準負担額減額認定証（この認定証）
②国民健康保険被保険者証（保険証）
③高齢受給者証（交付されている人のみ）
④印鑑
⑤世帯主名義の振込先がわかるもの
⑥入院日数が９０日を超えることが確認できる領収書

【注１】…計算方法は、該当月から過去１年間の入院日数の合計で計算します。（減額対象者としての期間内のものであれば国民健康保険加入時以外の分も含んで計算できます）

有効期限について

毎年度７月３１日まで有効です。継続する場合は、**有効期限が切れた後、再度８月中に**申請が必要です。（下記も参照してください。）

※申請があった月の１日から有効となり、月が変わってしまった場合は前月までの分は適用されません。

※**７月末までに７５歳になる人**は、７５歳になる誕生日の前日までが有効期限となります。その後も継続して利用する際は、誕生日を迎えた後に高齢者医療グループへ申請してください。

※**７月までに７０歳になる人**は、７０歳になる月の末（１日生まれは前月末）までが有効期限となります。期限後はその前月末頃に届く高齢者受給者証をご利用ください。（**非課税世帯の方のみ**再度申請が必要）

こんなとき、この認定証は返却してください

・有効期限が切れたとき、または和泉市国民健康保険の被保険者でなくなったとき
・所得の修正申告をしたとき（保険年金室へ再度申請が必要です）

問　：　和　泉　市　　保　険　年　金　室
国民健康保険担当　資格給付グループ
ＴＥＬ　０７２５－９９－８１２８（直通）
ＴＥＬ　０７２５－４１－１５５１（代表）